

男女共同参画社会づくり懇談会
第3回会議録（概要）

- 1 日 時：平成14年9月3日（火）午後2時～4時50分
- 2 会 場：宇都宮市役所14A会議室
- 3 出席者：藤井委員，本田委員，矢治委員，渡邊委員，稲葉委員，新井委員，川俣委員，
水沼委員，新川委員，添田委員，宮田委員，荻野委員
お`ザ`バ`：栃木県女性青少年課職員

4 会議経過：

（1）開会

（2）報告事項

【 第2回懇談会会議録（概要）について】

事務局から資料1-1「男女共同参画社会づくり懇談会第2回会議録（概要）」及び資料1-2「第2回懇談会における主な意見（要約）」説明

（3）会議事項

【（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について】

事務局から資料2「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の検討について」及び資料3「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について」説明

説明の後、「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について」懇談に入る。

（副会長）

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

（副会長）

条例（の条文数）が項目としてあげられている23になるということか。

（事務局）

必ずしもそうではない。だいたい23あたりになるということだ。

（委員）

資料2で、教育分野で女性の管理職登用が進んでいるということだが、2ページ目の小学校の教員数をみると約70%が女性となっている。10人のうち7人が女性であるところから女性の管理職が多くでるのはあたりまえのことだ。特別に管理職登用が進んでいるとはいえないのではないか。男女共同参画の視点からはアンバランスで中立的でない。また女性教員が多いということへの影響はどうだろうか。

（事務局）

参考資料についてだが、例えば女性の教員数で宇都宮をしのぐ高知市では、女性管理職の割合は下から2番目と低い。中核市との比較においても宇都宮市は女性管理職登用について先取りしているといえる。

（委員）

高知市が低いのではないか。

（副会長）

他市比較の上、宇都宮市の登用が進んでいるということだ。

(委員)

民間の雇用労働者の中で女性の占める割合は約40%であるが、女性管理職の割合は非常に低い(課長相当職中女性は2.6%)。それに比べると、登用が進んでいると言ってもよいのではないかと。

(委員)

女性の登用の促進はしっかりプランに位置付けた方がよい。職域の拡大の促進が登用に結びつくと思う。宇都宮市の職員における管理職登用については、平成9年度のプランからどうなってきたか。市の責務の中で明確にしてもよいのではないかと思う。教育の分野について、1ページの市の特性として考えられることに「教育の分野において、管理職の登用、男女混合名簿の導入等が進んでいる」とあるが、1975年から、教育の分野でも職員と並行して、女性の管理職登用は進められてきたことは事実である。混合名簿を出していただいたのはありがたい。宇都宮市はいち早く実施した。1996年の女性会議の目玉として全国に発信できた。教員の女性が多くなってはいるが、中学校ではまだまだ女性校長は少ない状況にある。このへんのことから市の特性として教育を出したのかと思う。

市の職員については、登用の促進を明確に出し、検討課題として出していただきたい。

(副会長)

条例にする場合の表現はどうか。

(事務局)

基本理念の3番目に「政策決定の場」として位置付けたところだ。民間においても、自治会長等についても立案ということで入れるところだ。

(副会長)

基本理念の3「政策等の立案及び決定への共同参画」あたりで、文章化するということだ。その場合、市の管理職登用について努力することについては異議がないと思うが、教員について進んでいるとの表現を入れるべきか。

(委員)

小学校は確かに進んでいるが、中学校ではまだまだだ。小中学校をトータルすると200人中女性教員は110人を上回る。しかし管理職の女性は45%弱。進むに越したことはないが「進んでいる」という表現は女性の視点でいかなものだろう。

(事務局)

資料2はこれから作業を検討するにあたっての基本的考え方である。資料3は、3ページの「教育関係者の責務」で考え方を整理したものであるため、これが条文の中に入るわけではない。

(副会長)

条例の中の条文としては表現されないということだ。遅れている分野について焦点を合わせていくのでしょうかね。

(委員)

市の職員、市議会の議員ということであれば、市が率先して取り組むということだが、積極性の意味が込められるとすれば、格差是正として、市の責務の中に入れるのはどうか。

(副会長)

市の責務の中で格差是正として入れるのはどうかということだ。基本理念の中できちんと入れるのか。

(事務局)

市職員の女性の管理職登用は低いほうに入るが、政策立案について、基本理念として入っているので、これを受けて、個別については、行動計画あるいは、実施プランなどの施策の中で位置付けたい。

(事務局)

現在の状況だが、いわゆる課長職以上の女性管理職の数は少ないが、現在の採用の状況は、本市は女性が男性よりも多い状況である。課長級以上は3.1%だが、係長では約20%になる。昔と違い今は女性の職場訓練もされてきているので、長い目でみれば、管理職も採用人数の比率になっていくだろう。理念の中で、政策決定過程への共同参画という表現が条例としてはふさわしいのではないかと考えている。

(副会長)

そのようにしていただくのでよろしいですね。

(委員)

人材の育成、養成が一番大事なのではないだろうか。リーダーをつくるのはわかるが、例えば議員さんの話かと思うが、リーダーの養成の中身をみたときに、そこまで幅広くみてよいのか。例えば市政そのものに携わる議員さんを養成するのか。そこまでできるのか。どこに注目するのかというと、男女共同参画を推進するリーダー的人材を育成することであって、そういう方向に向かってということと理解しているのだが。

(副会長)

資料2の検討している内容に「市政や地域社会等あらゆる分野における男女共同参画を促進するため、率先して活動するリーダー的人材を養成する」とあるが、それがその上にある「市議会議員、自治会等の女性比率が低く、市政や地域社会への女性の参画がやや遅れている」ということは事実としてはそうである。しかし、条文に盛り込むのは良いが、具体的にどこまでできるのかですね。

(委員)

資料3の4ページ16「人材の育成」の条文化の時、文章は変わると思うが、市政へ参画できる人材の養成まで入れて、これで済むのだろうか。

(委員)

関連して、全体的に行政が今の女性を引き上げていくぞ、女性の意識を引き上げて参画させるということで、女性が受身的であると思える。「リーダー養成」については、もう少し女性自らが積極的に参画するという意識付けを条例の中で盛り込めないだろうか。リーダーを養成することは結構だが、女性の主体的な参画意識はどうしていくのか。

(委員)

女性の立場から言わせてもらうが、女性の意識が醸成されるのは大事だが、市からいわれることではない、むしろ条例に必要なのは、市の責任を明確にすることだ。女性にせっかく参画意識があってもそれができない状況を解消するような具体的な施策として盛り込むことが必要だ。こういうことをまず法律的に位置付けるのが大事だ。市の責務が明確でないような気がする。

(委員)

今の発言については、これは具体的な言葉ではないが、全体的に盛り込まれていると思う。私が言いたいことは、もっと女性自らの積極的な意識だ。

(副会長)

理念のところで女性自らもっと積極的に参画しようということですね。

(委員)

それは女性だけがすればよいというものではない。

（委員）

全体では、家庭、市、地域、職場はどうするべきかというのは盛られているが、女性自らの意識を上げていくことが抜けている。

（事務局）

これから、女性が自ら率先して主体的に力をつけていくことは必要である。さらに、環境を整えることで実効性が上がると考える。資料3の4ページ項目14「男女共同参画についての啓発等」などを通して女性の意識付けはできると思う。この表現が強いか弱いかというのはあるでしょうが。

（副会長）

女性も頑張っているというのは理念のところであらうことはできる。前文の中でも入れられますよね。確かに委員が言われている女性自らの主体的な部分は抜けていると思う。大事なことではないか。

（事務局）

大事な論議だが、男女共同参画推進条例自体が女性のためだけの条例でも男性のためだけの条例でもないという考え方をもっている。そういう中で、男女共同参画社会を作るための基盤としての条例をどんな視点で書き込むかは苦慮するところである。女性の積極的姿勢を促すような条文は項目上の表現では、男女両方に対応させるようにしてあるため、女性のリーダーとは言っていない。このあたりで、もし原案の中で表現や方向がおかしいというのであれば、出していただけるとありがたい。

（委員）

社会生活には、職業、家庭いろいろあるが、女性は家庭の中でリーダーシップをとれても、社会生活の中ではハンディがある。男性的視点からは、女性は社会生活でも頑張っていることになる。家庭のほうからみれば、男性ももう少し家庭に参画してくださいということになる。そういうことで女性のことを規定するのは危険だ。

（副会長）

女性に偏らないように中立的であるべきだということですね。

（委員）

女性のエンパワーメントも大事だが、理念に入れるのは危険だ。どういう人生を生きるかは個人の価値観の問題だ。かつての婦人問題が男女共同参画になったように、とりたてて女性を入れることはないと思う。むしろ重点をおくのは、草の根的にスタートしたネットワークや子育て中のお母さんたちが切羽詰まっている状態のとき、あるいは何かの行動をおこそうとしている人たちがいるときに、ポンと情報や支援を出すことができるような、いままで手が届かなかった部分にも細かく対応する姿勢をうたった方がよいのではないか。

（副会長）

具体的な施策に反映することを前提として、それを受けた格好の条文ですね。確かにあまり女性女性というのではなく、中立的ということですね。

（事務局）

5ページ19で「民間の団体に対する支援」という表現をつかっているが、今、委員が言われたことを想定して条文として用意したところである。

（事務局）

2ページの6「市の責務」の(3)の条文が施策のバックボーンとしていくことができると考えている。

(委員)

全体のトーンの問題だが、全体的に「措置」という表現が多く、行政の考え方が強い気がする。また「責務」が目立つ。基本的に市民自治というときに、「市民の責務」というのはどうなのか。上から押し付ける権限をもつ条例ではないですね。「措置」ということで改善していこうというならば、それは、「市民の取り組み」や「役割」などという言葉に代えていったほうがよいのではないかと。

(副会長)

「市の責務」は似合うが、「市民の責務」は似合わない。市民に対しては、「責任」とか「取り組み」にしてはどうかということだ。「措置」は、「実施」がよいかもしれない。

(事務局)

冒頭申し上げたように細部については今後ご意見を踏まえて検討したい。また、「措置」ということについてだが、行政が市民に対する「措置」とは、例えば、福祉分野における「措置」などがあるが、ここではそういう意味ではない。

(委員)

市の責任はある程度明確にしてほしい。順番も市民主体ということで市民を上にもってきたということだが、市民を上にしよというのも違うと思う。市の責務を明確にして法律に位置付けて、苦情の対応についても、理念のところにあるが、市の責務として書いていない。苦情があったときの対応をきちんと書いてほしい。対照的なのは、15には「男女共同参画推進月間」として細かく書いているが、市の責務はぼやけている。

(副会長)

子育て支援はどこに入ってくるのか。

(委員)

DVやセクハラへの対応も大事だがそれだけでは足りない。総合的に底上げしていく必要がある。DVやセクハラにあてはまらなくても、そういうことの苦情を市が受け止め、改善するといったところを条例に入れて欲しい。

(副会長)

少し整理しないといけない。

(委員)

職場におけるセクハラについては、雇用管理上の問題として事業主としての対応が義務づけられている。

(副会長)

職場は、男女雇用機会均等法が監視している。それ以外はどう対応するのか。

(事務局)

DVやセクハラについては専門機関があり、現在、女性相談窓口があるが、相談を受けた場合は専門機関と連携して対応している。22の「相談の申出への対応」だが、それぞれの機関の中で権限として措置できるものとできないものがある。臨時的なものに対しては、女性相談での斡旋などもある。条例の中では、それぞれの関係機関と連携し、という表現になると思う。私どもも力を入れていかなければならない分野だ。

(副会長)

相談窓口をきちんと置くということプランの中に出すことだ。どこを相談窓口とするとか、女性青少年センターにもあります。

(委員)

女性青少年センターは何をすところか。

(事務局)

市が女性青少年に関する拠点施設として総合コミュニティセンターの中に併設したもので、男女共同参画に関する情報の提供や場所の提供を行っている。事業としてはコミュニティフェスティバルの開催を行っている。女性団体には団体室を設けている。この中に女性相談所と結婚相談所があり、DVの相談も受けている。現在年間約900の相談を受け、カウンセリングが必要な人は月に2回専門家によるカウンセリングを開催している。

(副会長)

5ページの21「施策に関する苦情等の申出への対応」や22の「相談の申出への対応」をするのが女性青少年センターということになる。今会議室がフルに使われている。子ども連れでも利用できる。

条文やプランでこの部分はうたわれることになる。この項目は、よろしいですね。

(委員)

条例をつくることは、最重要課題であり、まだ男女の性別役割分担意識が残っていることに対応するための条例づくりだと思う。市の責任といったことも大事だ。

参考資料の6の(3)に「市は男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたっては、必要な措置を講じるよう努めること」とあるが、条例をつくることは、予算の措置、執行、執行報告、確認が大事。こう考えると(3)の中で財政上の措置が抜けている。条例の中できっちり明記してほしい。

推進条例の名称はよいが、1ページの2定義の(2)「積極的改善措置」を定義することに「必要な範囲内で」とあるが、法規とのすり合わせで考えていただきたい。

2ページの5「事業者の責務」だが、市は労働の分野は制約があるので、それぞれの職場の対応として苦肉の策としてこうなっていると理解したが、職場の責務、家庭、地域、学校の責務も主体的に考えるということで、この形でよいのではないか。

3ページ11「年次報告」だが、「作成し、及び」の「及び」をとってもよいのではないか。右の欄では知らせるといふ啓発になっているが、知らせるだけでなく推進するものとして公表できる形にすることがこれからの問題なのではないか。

4ページ12「推進体制の整備等」だが拠点施設の内容の充実も必要だ。また1ヶ所にこだわるだけでなく、みなが参加しやすいところに設置を考えてもよいのではないか。

4ページ13「審議会等における積極的改善措置」だが条例なので数値は入れなくてもよいのかなと思うが、「できる限り」も入れなくてよいのではないか。「男女の均衡を図る」だけでよいのではないか。法規とのすり合わせの中で検討してほしい。

4ページ18の(2)「必要があると認めるときは」はどうなのか。必要があって調査するわけなので。

(3)で必要に応じ公表を検討してほしい。今回出されている条例案は、背景として子育て、家事、介護について男性もということを出しているところが宇都宮らしい。そのときに事業者もちゃんと対応しようという感じがした。

マスメディアのことや情報の公開の部分がちょっと浮かんでこない。第4回世界女性会議のことも大事にしながら検討してほしい。

- 休憩 -

(副会長)

年次報告だが、公表は具体的にどうなるのか。4ページの18「事業者が行うことへの支援」はどこまで考えているのか。

(委員)

民間に対する公表については、セクハラについては、企業名公表の対象とはなっていない。企業名が公表されるのは、募集・採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇について均等

法に違反する事業主に対し、指導や勧告をしても従わない場合である。

(事務局)

11の「年次報告」は、今後計画がつくられ、事業が実施されるが、その進捗状況をお知らせする。その中で目標値を掲げたものについては、その進捗を示すことになる。

18の「活動への支援」の(3)は、(2)の報告を求めるとあるが、啓発という観点での調査、例えば、会社の社員の男女比など実態についての調査の公表を考えている。男女共同参画についての支援を中心に考えている。

(副会長)

表彰などもあるのか。

(事務局)

計画の中で具体化すればある。

(委員)

科罰は全くないのということか。

(事務局)

ない。

(副会長)

2ページの下、「必要な措置は講じる」ということは財政等も入れるべきではないということだが。

(事務局)

措置にはいろいろあるが、体制や財政上その他それを包含した上での「措置」という言葉である。むしろ限定してしまうと柔軟な対応が難しい。

(副会長)

「必要な措置」は、当然、財政上の措置を含むと解釈することでよろしいですね。女性青少年センターだが、明保野ばかりでなく、他にもつくれということだが、よいと思う。中心地の空き店舗の活用を兼ねるなど考えてもらおうと大変良いと思う。

(委員)

メディアだが、表現の自由を考えた上で刊行物の情報に関して、何か規制があってもよいのではないか。

(副会長)

メディアの規制について、県は何かされているということだが。

(オブザーバー)

参考資料11ページの21にあるが、阻害するものとして、配慮規定をこのように考えている。

(副会長)

とちぎテレビもそういう悪質なものをやっていない。東京などから流れてくる民放や中央で出版されているものですね。

(委員)

本屋で子どもが平気で見られるものは入らないのか。

(副会長)

電波メディアについては、市ではちょっとできない。活字については新聞協会など文部科学省などで仕組みづくりをやっている。表現の自由にひっかかることで難しい。地元で悪書追放のようなことはどうか。

(委員)

県でも審議しないとできないので、市では無理なのではないか。

(事務局)

市町村条例で規定するのは難しい。法に触れていないものであっても、青少年や男女共同参画の視点からはよくないものもある。条例の中で排除を規定しても権限がないところでの排除は難しい。条例に規定されているから市は何かすべきだろうといわれても、内部で論議したが私どもの中で排除するのは難しいということだ。表現の自由も地域の中で規制するもの難しい。県の条例の中でも県の権限において規制できる範囲内の「配慮」となっている。

(副会長)

悪書追放は県ですね。

(委員)

関係機関と連携していくとかのやり方を検討できるのではないか。

(委員)

市の責務の中で監視体制は作れるのか。

(事務局)

条例で規定することは難しい。計画や実施プランの中で市民運動に対して市が支援することはできる。事業の形づくりはできるだろうが、市の責務や市民の責務として条例に盛り込むことは難しい。

(オブザーバー)

参考資料の21にあるように主語は「何人も」になっている。「何人も」とは、一般的には罰則がない規定に用いられるものであり、阻害する行為を広く知らしめ、啓発又は予防面での効果をねらうものである。なお、罰則を設けるには、誰が何を具体的にどのようにした場合かを明らかにして検察庁と協議する必要がある。この規定は、憲法第21条に抵触するのでは、という意見もあるが、表現の自由そのものを規制するものではなく、男女共同参画を推進する上で、このような行為に配慮してほしいということだ。具体的に何を指すかについては、アイキャッチャーとして、ことさら女性の裸体を強調する表現はやめようとか、県のガイドラインの中で例示できるものを想定している。また、「社会に及ぼす影響を考慮し」という部分は、他県にはない表現で、メディアリテラシーの重要性についても含んだものである。

(委員)

これを市の条例に入れるというのはいかがでしょうか。

(委員)

ご検討いただき、一文いれてもらいたい。

さらに、県条例では、県の男女共同参画の推進員が盛り込まれているが、地域の特性を地元の人と(男女共同参画に関する)企画をすることを、宇都宮市もやっていくことが必要なと思う。

(副会長)

リーダー的人材の養成がおわっていないが、それに関係する。主体は県ということか。

(事務局)

地域推進員制度は県の事業だが、宇都宮市も約 40 名委員を出している。この方々の活用ということで、いろいろな取り組みの講師など、リーダー的役割をしてほしいと要請しているところだ。場合によっては宇都宮市独自の男女共同参画のための推進員制度をつくってもよいのではと考えている。

(副会長)

県の推進委員の拡充がいいのか、市独自でさらに別につくった方がいいのか。

(委員)

条例の中に盛りなければいけない内容なのか。施策として取り組むことではないのか。

(副会長)

考え方としてはここにあるので、あとはプランにいれるのでよいのではと思う。

(委員)

条文の中で各地域に推進員制度を設けることになるのか。

(副会長)

新たにつくるのではなく、推進委員の活性化を図るということだ。

(事務局)

条例の中に名称を盛り込むのではなく、施策の一つとして盛り込んでいきたいと思う。条例上は「リーダーの育成」という形にしたい。

(委員)

基本理念の(2)「社会における制度又は慣行についての配慮」だが、県の方では多様な生き方を選択することについて少し明確になっている。ここでももう少し強く出したほうがいい。前回の中で若い人たちに自然に身につく形でジェンダーバイアスにとらわれず生きられるように、という話があった。

(6)の「市民・事業者・市の協働」だが、市独自だということだが、理想は美しいが具体的には何をしようとしているのか。これは前提であり、当然のことだと思う。理念ではなく別の形で盛り込んでもよいのではないか。

(委員)

協働はやはり言葉だが、互いに自主自立し対立することもある。協働していかなければならないとなると苦しくなるのではないか。また市民としては協働しなくてもいいというものもある。協働の前提として行政の情報にいかにもスムーズにアクセスできるかを市の方から積極的に公開していく方策がよいのではないか。

(副会長)

協働ということについては、条文で一項目入れるより前文にさらっと入れた方がシャレている。理念の部分にあまり条文化しないほうがよいのかもしれない。

(委員)

基本理念の(5)「男女の生涯にわたる健康の確保」の「生殖」の中に「妊娠、出産」も含まれるのではないか。前回話があったように、子どもを産めるけれども産まない人もある。「妊娠、出産」という言葉は要らないのではないか。

(副会長)

「生殖」でいい。「妊娠，出産」は入れないほうがいい。

(委員)

自分もそう思うが，性同一性障害の人たちのことも包括していくと思うが，そこまで対応できる条文か。

(副会長)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに含まれていると解釈してよいですね。

(委員)

含まれるとすると，そういう性同一性障害の人が差別を受ける場合，それに市がきちんと対応できるという解釈でよいか。

(副会長)

そこまで対応すると考えているか。

(事務局)

基本理念の第1に「男女の人権」とあるが，すべての男女の人権について差別的な取扱を受けないということで，ここに当然入ってくると考えている。

(5)の「生涯にわたる健康の確保」については，性と生殖について自己決定能力を高める，環境を整えることが必要となってくる。また，摂食障害，薬物，環境ホルモンなど生殖に影響を及ぼす健康についての正しい情報の提供などについても考えているので，位置付けた。

(委員)

一般市民が条例を見たとき，条文にあるのだから，性同一性障害の人が自らの意思が尊重されるといっているのだから，医者に行って手術をしたいといい，断られた場合，市から勧告があるのか。

(事務局)

推進条例なので罰則があるわけではない。基本理念に則った施策を展開することであり，差別を受けることがあってはならないということである。そういった場合には，相談窓口を設けるなど，情報として提供はできるというところにとどまる。

(委員)

人権擁護法案が国会に提出されているが，これが成立すれば，そういった問題についても法務局で対応できることになるのではないか。

(委員)

啓発について，DVのポスターを貼る申し入れをすると拒否される場合がある。ポスターに団体名があるときは貼れないことがある。啓発のところに，啓発の活動に関しての協力，例えば一般の病院やスーパーにチラシをおくことなども盛り込んでくれるとありがたい。強制力はないだろうけど，事業者の責務にも入るかもしれないが，活動がしやすくなるような条文がほしい。

(副会長)

4ページの14「男女共同参画についての啓発等」の中では今のようなことは想定していないと思う。

(委員)

啓発に対して受ける側も協力しましょうという呼びかけを入れてほしい。

(委員)

啓発は市民の自由な活動をサポートするのも啓発の一環だと思う。啓発にもバリエーションがある。イベントだけでは古い。市が啓発する，啓蒙するという上意下達のイメージがもたれないような幅を

もたせた条文がつくれたらと思う。

(事務局)

啓発は市の基本的施策の部分である。事業者の責務で読めなくはないといわれたが、明確に入れることも考えられる。啓発については、市の基本的施策に入れているので、啓発を受ける側の責務を入れるというのも違うと思う。5の「事業者の責務」に入れて整理する。

(副会長)

啓発についての事業者の協力ですね。市民への啓発は地域推進員に大いに活躍してもらおうことですね。

(委員)

男女の生涯にわたる健康の確保に、生活習慣病の危険因子のひとつであるたばこの害についての正しい情報提供などの取り組みも必要。喫煙は治療すべき病気であるとも言われている。学校はいよいよ禁煙となる。パブリックな場での禁煙も考える時代になったと思う。

(副会長)

プランの中に入れるべきかどうかですね。

(事務局)

保健福祉部があり、健康プラン 21 の中で喫煙についてかなり盛り込まれている。公共施設における喫煙を配慮する内容になっている。

(委員)

パーティの喫煙場所は3階まで吹き抜けていて、上階の煙害が大きい。不要ではないかと申し入れたが、聞き入れてもらえなかった。

(オブザーバー)

こういう議論があったと伝えておく。

(委員)

喫煙は嗜好なので、吸う人や吸わない人が嫌な思いをしないですむようにしていくことが必要。

(委員)

歩きタバコを禁止する条例があったと思うが。喫煙がいけないというのではなく、公の場での喫煙を禁止するということだ。

(委員)

喫煙と今、論議している男女共同参画とは関係あるのか。

(副会長)

どこかで枠を設けながらいい方向にもっていこう。その他何かありますか。

(事務局)

協働についてだが、市の姿勢として「協働のまちづくり」というのを進めている。理念としての条項ではなく、前文などにこういうことを基礎として定めるほうがよいのではという意見を承ったので、そのような方向で次回までに修正し出していかれたら考える。

(委員)

5ページの審議会の委員について、男女いずれか一方の委員の数は「10分の4」未満とならないようにすることとある。同時に市民参画を恒常的にするために、公募委員の割合や人数を定めてはどう

か。

(副会長)

条文に4割は男女のいずれか一方の委員を、と入っている。クォータ制を条文に入れるということ
でいいか。意義なしですね。

公募についてはどうか。公募はここでの議論ではないと思うが。

(事務局)

市全体の中で、公募委員については、10%以上と別の規定がある。ここで率を定めることにはなら
ないと思う。

(委員)

先ほどのメディアについてだが、市も「何人も」として盛り込むのか。

(事務局)

原則からいえば考えられるが、先ほど性同一性障害とあったが、それについて条例にあるから当然
市が何らかの措置をするべきであるといった、市民の期待がそこに生まれることになる。表現の自由
と市がもっている権限との兼ね合いで実際にはできない。条例を規定することによって、何らかの措
置をするべきだといった場合、市としては何ら権限がない。県は権限のあることについて盛り込んで
いる。

(委員)

法律的には、拘束力がないにもかかわらず県では設けている。市でも法的拘束力がないのならば入
れることは可能なのではないか。心理的な効果を入れるということも可能ではないか。

(委員)

いろいろ述べている意見を提案として出しているが、担当課としてやることは変わってくるのはあ
たりまえだと思う。県ではこう思う、では市ではどうか、全体的にどうしたらよいか、どう取り入れ
られるかという姿勢をもっていただければ困る。先ほどの財政的措置については、「必要な措置は
講じる」は、どこでもそういう表現をつかう。だれが首長になっても男女共同参画社会をつくるとい
うことだと思う。だからこそ財政的措置という語を入れてほしい。審議会ではなく懇談会だからか。
中核市なのだから自主性をしっかりもって男女共同参画条例づくりをしてもらいたい。全てここに出
てきたものが入るとは思わないが、法の番人だけにはならないでほしい。今条例を作ろうとしている
のだから、ここで検討したことを生かして、次に出してほしい。

(事務局)

私どもでは聞く耳をもたないのではなく、3回目となるが議事録もしっかりとり、皆さんに確認を
とっている。先ほどから申しているように、行政の中でどれだけ生かせるのか十分検討しているところ
です。いくつかの項目については直そうとか、適切でない認めたり、修正している。ただいまの
ご懸念がないようにやっていくのでよろしくお願ひしたい。

(オブザーバー)

県では青少年健全育成条例があって、青少年には販売してはいけない図書、ビデオ、映像を指定し
ている。これはあくまでも青少年については有害であるということで、広く公衆に見せるものについ
ては適用外である。したがって、男女共同参画を阻害する情報の表示に配慮していこうということに
関しては、これを取り締まる具体的な権限が県にもない。このため、参考資料21の項目については、
現在、私どもが使っているガイドラインと照らし合わせて、この部分であればアンサーとして明確に
対応できるというような判断基準を持った上で、啓発周知を進めて行くことを考えている。しかし、
曲がりなりにも条例にこの規定を置くと、個人の損害賠償請求の根拠規定となり得るし、その結果に
よってはこの条項そのものに訴えがあることも想定される。類似の条項を規定している他県の状況を見
ると、県民から解釈をめぐって公開質問状が提出されたり、また、規定そのものの解釈が明確でな

いまま条例化したため、そのことが指摘されていたりしている。このように極めてデリケートな部分もあり、県が規定を置くからという理由で、宇都宮市の条例にも盛り込むべきという議論は少々つらいのではないか。

(副会長)

いろいろ意見が出たが、懇談会の意見を無視することなく、十分取り入れていただき、よい条例ができるようお願いしたい。

(4) 次回の日程について

(事務局)

次回は10月9日(水)午後3時から14A会議室を予定している。

(5) 閉会